

令和8年1月26日

千代田区長 樋口 高顕 様

千代田区公契約審議会

会長 葭原 敬



公契約条例における賃金下限額の設定について（答申）

令和7年10月23日付7千政契約発第547号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、千代田区公契約条例を運用されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負に係る賃金下限額

令和8年度の公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る賃金下限額

区職員給与を勘案して得た額が妥当である。

（1時間当たり1,465円）

また、別添の業務従事者は職種別の賃金下限額の設定が妥当である。

（1時間当たり別添1のとおり）

3 指定管理者との協定に係る賃金下限額

上記2に示す賃金下限額と同額が妥当である。

【意見】

賃金下限額の算出方法について、他自治体を参考に見直しを検討されたい。



令和 8 年度 職種別賃金下限額

(1 時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,667円
保全管理員	2,149円
清掃員	1,487円
介護職	1,487円
栄養士	1,747円
保健師・看護師	1,788円